

バーやスナックなどを経営している皆さまへ

喫煙を主目的とするバーやスナックなどでは、① たばこの対面販売等をしている、② 設備を設けて、客に飲食させる営業(主食と認められる食事を主に提供しているお店は除く)を行っている、の2項目を満たした場合は、「**店内で喫煙可**」とすることも可能です。この場合は、保健所への届出は不要です。

→2項目を満たし喫煙可とする場合は、出入口に標識を掲示する必要があります。



もちろん、他の飲食店と同様、「A 店内禁煙」、「B 店内に喫煙室を設置し喫煙可」、既存の小規模の飲食店の場合は「C 経過措置として店内で喫煙可」を選択することもできます。

－用語について－

質問 「たばこの対面販売」とは

答 たばこ事業法に基づく小売販売業許可を受けている必要があります。許可を受けていない買い置きでのたばこ販売は対面販売に該当しません。

質問 「主食」とは

答 社会通念上、主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類等が主に該当します。